

令和8年度持続可能な窒素管理に向けた窒素回収・脱炭素利用技術の
調査・検証事業委託業務 公募要領

令和8年2月

環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室

1 事業の目的

本事業は、産業活動や生活排水等を通じて環境中に排出・拡散する窒素が、大気汚染、水質汚濁、富栄養化、温室効果ガス排出などの複合的な環境問題を引き起こしている現状を踏まえ、持続可能な窒素管理の実現に向けた実効性のある対策を検討・推進することを目的とします。特に、我が国が策定した「持続可能な窒素管理に関する行動計画」に基づき、窒素排出削減と資源循環の両立に資する取組の具体化が求められています。

本事業では、畜産関連施設、メタン発酵施設、豚房施設、化学物質製造施設等を対象として、アンモニア等の窒素化合物の排出実態を把握するとともに、これらを効率的に回収し、再利用可能な資源へと転換する技術の開発及び実証を行います。これにより、大気環境及び水環境への窒素負荷の低減に向けた技術的有効性と実用性を検証します。

また、窒素回収・再利用技術の導入が、温室効果ガス排出削減や脱炭素化に与える効果を評価し、環境負荷低減と気候変動対策の同時達成に資する管理手法の確立を目指します。現場で顕在化している発酵阻害、排水処理、臭気対策等の課題に着目し、実態に即した技術的・運用上の課題整理を行います。

さらに、本事業で得られた成果を基に、技術の社会実装可能性や全国展開を見据えた導入シナリオを検討し、制度検討や今後の政策立案に資する知見を整理します。これらを通じて、地域における資源循環の促進と環境負荷の低減を両立させ、我が国における持続可能な窒素管理の推進に貢献することを目的とします。

2 公募対象

(1) 対象事業

実施対象事業は、次の①又は②に該当する事業（①及び②の双方に該当する場合を含む。）であることとします。

① 畜産・バイオマス分野における窒素回収・利用実証事業

【対象分野】 畜舎・堆肥化施設及びメタン発酵施設（家畜排せつ物等）

【事業内容】 畜舎・堆肥化施設及びメタン発酵施設から発生するアンモニア等の窒素化合物を回収し、再利用可能な形態へ転換する実証を行います。メタン発酵工程においては、アンモニアによる発酵阻害の低減や運転安定化を図るとともに、回収した窒素について肥料利用等の可能性を検証します。

【実証の狙い】 畜産施設等における臭気・大気・水環境への窒素負荷の低減と、バイオマス資源の有効利用によるエネルギー起源CO₂排出削減効果を評価し、持続可能な窒素管理に資する知見を得ます。

② 暫定排水基準適用業種における窒素回収・再利用実証事業

【対象分野】 豚房施設（畜産農業）排水及びバナジウム・モリブデン化合物製造施設排水

【事業内容】豚房施設排水及び化学物質製造施設排水中に含まれる尿素、アンモニア性窒素等の窒素化合物を回収し、再利用可能な形態へ転換する実証を行います。

回収した窒素については、焼却炉等における脱硝用途や工場内利用等への活用を想定し、窒素の資源循環及び脱炭素化に資する利用可能性を検証します。

【実証の狙い】排水処理負荷の低減及び排水基準への適合を図るとともに、窒素回収・再利用による環境負荷低減及びエネルギー起源CO₂排出削減効果を評価し、将来的な制度検討に資する知見を得ます。

3 応募資格条件

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (5) 公募要領において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」において、開札時まで「A」、「B」級に格付されている者であること。

※複数の事業者による共同提案も可能です。ただし、共同提案の場合、原則として、その主たる業務を行う事業者が代表事業者として一括して受託することとします。

4 事業期間

原則として、3年度以内（各年度の事業実施期間については、翌年度に継続する事業は3月末日、最終年度は2月末日まで）とします。複数年度で行う事業の実施者は、毎年度の実証事業の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況等については、各年度末に外部有識者から構成される評価審査委員会による評価を行うこととし、事業継続実施の可否について審査します。なお、複数年度の事業の実施は、上記委員会において事業継続が認められ、かつ各年度における本事業の予算が確保された場合に行われるものとなります。

5 事業対象費用

本事業では、環境省と業務の委託契約を結ぶことにより事業を行います。契約金額（事業費用）の上限目安は応募調査1事業当たり以下のとおり想定します（採択件数は1件）。

最大：100百万円／年（税込）

調査事業の具体的な金額は応募内容を精査の上決定するため、契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

本事業は、応募内容を基にした業務委託契約に基づいた事業を実施するものであり、具体的な対象費用は下記のとおりとします。

経費の区分		内容
直接 経費	人件費	委託業務に直接従事する者（業務従事者）の人件費。以下、①～②をいう。 ① 業務従事者の給与であって、有給休暇、法定福利費、諸手当（通勤手当、扶養手当、勤務地手当、退職手当（環境省業務に専従する者に限る））、賞与等を含む。 ②他機関からの出向者の給与
	業務費	諸謝金 委託業務を行うために必要な謝金。以下、①～④をいう。 ①委託業務で実施する検討委員会等の外部委員に対する出席謝金 ②講演会等に招聘した外部専門家への講演謝金 ③個人の専門的技術による役務の提供への謝金（技術指導・原稿執筆・査読・校正等） ④その他委託業務の実施に必要な謝金
		国内旅費 委託業務に直接必要な国内出張に係る交通費、宿泊費、宿泊手当等。
		外国旅費 委託業務に直接必要な海外出張に係る交通費、宿泊費、宿泊手当、旅行雑費（査証手数料・予防注射料・出入国税・ESTA 手数料等）等。
		委員等旅費 委託業務で実施する検討委員会等の外部委員や講演会等に招聘した外部専門家等に対する旅費。
		会議費 委託業務に直接必要な会議、シンポジウム、セミナー等の開催に伴う飲料費。
		備品費 ・備品の購入は原則認めない（備品は、取得価格が 200,000 円以上の物品であって消耗品に該当しないものをいう）。 ・事業の実施に必要な設備・備品はリースやレンタルにより調達すること。但し再リースは不可。実証後もリースする場合は、法定耐用年数でリースすることとし、経費としてはその内、実証期間分のみを計上すること。
		消耗品費 委託業務に直接必要な物品の購入費で、以下①～④に該当するもの。 ①取得価格 20 万円未満の物品 ②取得価格 20 万円以上であって比較的長期（概ね 2 年）の反復使用に耐えない物品（例：試薬・実験用材料等） ③比較的長期の反復使用に耐えるが比較的破損しやすい物品（例：実験用材料（ガラス製）等）

		④2年を限度としてその用を成さなくなる物品（例：定期的に更新される地図データや衛星写真等）
	借料及び損料	委託業務に直接必要な機械器具類等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催に当たって必要な会場借料、土地等の不動産の借料など。
	賃金	委託業務に直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与。
	通信運搬費	委託業務に直接必要な物品等の運搬費、郵便料、データ通信料等。
	光熱水費	電気・水道・ガス料金等の光熱水費。
	印刷製本費	委託業務に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費。
	雑役務費	委託業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務（当該業務に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等）に要する経費。
	外注費	委託業務に直接必要な経費のうち、受託者が直接行うことができない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費。 ※原則として、人件費、業務費および一般管理費の合計値の1/2以下とする。
共同実施費		委託業務を実施するに当たって受託者とともに業務を分担する機関（共同実施者）に対して委託業務の一部を委託する経費。
間接費	一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務を行うために必要な経費のうち、業務に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。役職員の手当や管理部門などの管理経費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で委託業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上するもの。 一般管理費率は、受託者の内部規程等で定める率又は合理的な算出方法により算出したと認められる率を使用することを原則とする。ただし、受託者において使用する率の内部規程等が存在しない場合又は合理的な算出が困難な場合は、環境省が定める率（15%）を使用することとし、その比率内の経費を算出する。 精算時においては、環境省が特別な理由があると認める場合を除き、契約締結時に使用した一般管理費率を増加して精算することはできない。
消費税		消費税及び地方消費税（10%）

なお、以下の費用は事業費の対象としません。

- ・特許の維持費や出願料、認証取得に係る費用

※この他、経費の取扱や精算に必要な書類等については、「環境省における委託業務経費の算出に関

する基本方針」(令和6年3月環境省大臣官房会計課)及び地球環境局地球温暖化対策課が定めるマニュアルに準じます。(https://www.env.go.jp/content/000214442.pdf)

6 選考

(1) 選考方法

環境省において事前審査(書類審査)を行った上で、評価審査委員会において申請者からプレゼンテーションを行い、採択事業を決定します。おおよそのスケジュールは、10公募スケジュールに記載のとおりです。事前審査(書類審査)に合格した申請者のみ評価審査委員会に御出席頂き、申請内容の発表・質疑応答を受けて頂きます。事前審査(書類審査)の採否については、事務局より電子メールにて連絡します。なお、採否の理由についてのお問い合わせには応じられません。

(2) 選考基準 以下の基準に基づき選考を行います。

評価項目	評価の観点	得点配分 (係数)
① 課題設定の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ○本事業の目的を的確に把握したうえで課題を設定しているか。 ○設定課題の解決について、技術的・政策的意義があるか。 ○設定課題に対しての事前検証が十分であるか。 	20 (5)
② 実証手法・目標の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○課題解決に向けた実証手法や内容が明確に示されており、効率的・効果的であるか。 ○実証における目標が明確に設定されており、妥当な水準であるか。 	20 (5)
③ 実施計画・体制	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の計画・スケジュールが具体的かつ実施可能なものであるか。 ○実施体制が事業内容に対して適切であるか。 	20 (5)
④ 出口戦略と波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ○実証事業終了後の社会実装の確度がどの程度あるか。 ○社会実装時の普及量や品質がどの程度期待されるか。 ○技術の実証によって、構築されたプロセスが他方でも活用されるなど、波及効果が期待されるか。 	15 (3.75)
	<ul style="list-style-type: none"> ○社会実装によって実現される CO2排出量 	

⑤ エネルギー起源 CO2排出削減量等環境負荷の低減	の削減効果、循環資源の循環的な利用の促進効果、エネルギー削減効果、及びその他の環境影響の低減効果がどの程度見込まれるか。 ○上記環境影響低減量に係る評価方法が妥当か。	10 (2.5)
⑥ 経費の妥当性	○見込まれる事業成果や実施内容との比較で経費が妥当なものか。	10 (2.5)
⑦ 実現した場合の循環社会への貢献の見込み	○提案された事業が実現・展開した場合、地域における循環社会への貢献度はどのくらい見込まれるか。	5 (1.25)
合計		100
<ul style="list-style-type: none"> ・採点は各項目につき、4点、3点、2点、1点、0点の5段階評価とする。 ・各項目の点数に係数を乗じて得点を算出する。 ・満点は100点とする。 		

7 応募に当たっての留意事項

- (1) 契約時に、環境省と調整した実施計画書（事業概要、実施方法・内容、実施体制、スケジュール等を含む）を作成することとします（本事業に採択された場合には、環境省と業務委託契約を締結します）。
- (2) プレスリリースやイベントの開催等においては、環境省担当官と相談の上、本事業下で行うものである旨を明示して下さい。
- (3) 実施計画から変更が生じる場合は、環境省担当官と協議を行うこととします。万一応募者の責に帰すべき事情により、事業が中止された場合には、中止されるまでに要した経費の支払ができない可能性があります。
- (4) 本事業の実施期間中において、環境省が求める定期的な進捗状況の報告やヒアリング等への対応、検討会等への参加、広報・啓発事業への協力（国内外での成果発表会等への出席等）及び会計帳票の検査への協力（2回程度/年。事業実施期間後の実施もあり得る）を依頼する場合があります。
- (5) 採択事業者は応募事業の実施後、委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を環境省担当官に提出して下さい。環境省において委託費の確定後に、精算払請求書を提出していただき、環境省より費用を支払います。

8 応募の方法

- (1) 申請書様式に必要事項を記入の上、以下に示す申請書一式を電子データとしてE-mailにて提出してください。その際、法人名、担当者名、連絡先（電話番号、E-mail）を記載の上、件名は「【応募】持続可能な窒素管理に向けた窒素回収・脱炭素利用技術の調査・検証事業」としてください。

申請書一式：①申請様式

②事業概要スライド

③添付書類（様式任意、必要に応じて提案事業の準備状況を
示す資料や技術の補足説明資料等）

提出先：mizutaiki-koubou@env. go. jp

（環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室）

<留意事項>

・応募できるファイルの最大容量は 10MB です。それを超える容量のファイルはメール 1 件の容量が 10MB 未満になるように分割して送付を行うか「環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室」へ
問い合わせてください。

・申請者側で用意した環境省担当官の承諾の無いファイルストレージ等での提出は無効です。

・提出先にて申請書一式を受領した際には内容確認後に返信を行いますが、2 営業日程度しても返信
がない場合は送受信ができていない可能性があります。その際は「環境省水・大気環境局環境管理課
環境汚染対策室」（TEL:03-5521-8314）へ電話にて問い合わせてください。

なお、環境省担当官又は評価審査委員会において審査上必要と判断した場合は、申請書一式に含まれ
ていない資料の追加提出を求める場合があります。

（4）応募期間

令和 8 年 2 月 20 日（金）～令和 8 年 3 月 16 日（月）16 時

9 応募に関する質問の受付及び回答

任意様式にて、法人名、質問内容、担当者名、連絡先（電話番号、E-mail）を記載の上、件名を
「【質問】持続可能な窒素管理に向けた窒素回収・脱炭素利用技術の調査・検証事業」として、
以下の提出先まで、E-mail にて提出してください。質問への回答は、提出者へ E-mail もしくは
電話により行います。

質問提出先:mizutaiki-koubou@env. go. jp

質問受付期間：令和 8 年 3 月 2 日（月）～令和 8 年 3 月 11 日（水）16 時（必着）

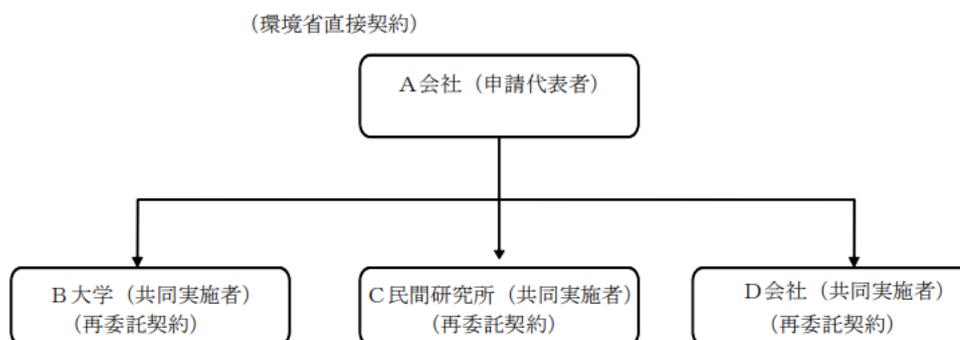
10 公募のスケジュール

公募開始	令和 8 年 2 月 20 日（金）
質問受付期間	令和 8 年 3 月 2 日（月）12 時から
回答	令和 8 年 3 月 11 日（水）16 時まで
応募書類提出	令和 8 年 3 月 16 日（月）16 時まで
プレゼンテーション	令和 8 年 3 月 23 日（月）（予定）
選考結果通知	令和 8 年 4 月上旬頃（予定）

11 注意事項

（1）契約の形態、内容、金額等

申請は、3. の共同事業実施者のうち、全体の取りまとめを行う者として1者が代表して行うこととします。申請者は、事業の実施に当たり、環境省との委託契約の相手方となります。また、事業の共同実施者とは、申請代表者が再委託契約を締結します。なお、複数年度で実施する事業については、年度毎に委託契約、契約金額の確定・精算を行うこととします。



具体的な金額については、委託契約の手続段階で、事業計画を精査の上決定します。また、評価審査委員会による審査の結果、事業の熟度や具体性、事業実施に伴う効果等に応じて減額される場合があります。従って、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。また、審査の結果、事業計画の内容等の変更を条件として付す場合があります。

なお、選考結果通知から契約までは約2か月程度を要します(必要な手続きの進捗速度により前後)ので、こちらを踏まえて事業計画の作成及び経費算出を行うようにして下さい。

(2) 特許権等の取扱い

特許権等の技術開発の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させることができます。納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。また、この他著作権等の扱いについては契約書に定めるとおりとします。

(3) 委託費について

採択後、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」に基づき必要経費を算出し、環境省と委託契約を締結するとともに、各年度の事業終了後、同基本方針に基づいた精算報告、環境省による審査を経て額の確定を行い、委託費の支払いが行われることとなります。これに関し、委託業務に要する経費について、その他の経費と明確に区分するとともに、環境省担当官の指示に従い、契約額の内訳や精算等の経理に係る証拠種類を整理していただく必要があります。

「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」：
http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_03.html

(4) 事業内容の発表等について本事業で実施した内容については、本事業実施中、あるいは完了後に、環境省自らが発表する場合や成果発表会等で事業者に発表いただく場合がありますので、御了承ください。また、環境省担当官の求めに応じて、その後の事業進捗状況等、必要な情報等を提示いただく場合があります。なお、委託契約期間外の報告等に要する費用については、本業務の経費とし

て支出することはできません。あわせて、事業報告書については環境省で公表することになります。

本事業の実施内容については、本事業期間、受託者において発表を行う場合には、公表内容について事前に環境省に必ず確認する必要があります。また、当該技術の開発・実証の内容・成果を一部でも活用する場合には、実施内容・成果の公表・活用・実用化・製品化等に当たっては、環境省への事前の報告を厳守してください。その際には、環境省「プラスチック等資源循環システム構築実証事業」で実施している又は同環境省事業の成果を活用している等の旨を、必ず一般にとって分かりやすい形でその都度明示する必要があります。他府省等を含む外部からの実施内容等に関する照会の際にも、回答をする前に事前に環境省に必ず確認する必要があります。

(5) 次年度以降の契約委託契約は、単年度毎の契約となります。複数年事業として採択された場合にも、次年度の契約は、次年度において所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の予算見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じた時は、本業務の内容の大幅な変更を行うことや、契約を締結しないことがあります。

(6) 事業実施年度中の評価・検証事業実施年度中に、CO2 削減効果等の環境負荷低減効果及び経済的及び技術的側面について外部有識者等による評価・検証を予定しています。現時点では、中間報告、最終報告及び必要に応じた現地確認を予定しています。

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、企画書等の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。